



島根県報

平成31年1月8日（火）

第3,072号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業再開の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業再開の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の指定辞退の届出	(")	4
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	4
県営土地改良事業の工事の完了（2件）	(農 村 整 備 課)	4
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	(水 産 課)	5
都市計画事業変更の認可	(下 水 道 推 進 課)	5

【公 告】

使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間	(雇 用 政 策 課)	6
-----------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第6号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成31年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人社団みやまつ歯科クリニック	出雲市斐川町併川1636番地16	平成30年11月8日
もみじ薬局	仁多郡奥出雲町三成358番地6	平成30年12月3日

島根県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成31年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 タビ ラ薬品	大田市仁摩町仁万764 -3	居宅療養管理指 導	にま調剤薬局	島根県大田市仁摩町 仁万860	平成30年11月20日
有限会社 タビ ラ薬品	大田市仁摩町仁万764 -3	介護予防居宅療 養管理指導	にま調剤薬局	島根県大田市仁摩町 仁万860	平成30年11月20日

島根県告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成31年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
増野医院	鹿足郡津和野町日原228	平成30年10月31日
みやまつ歯科クリニック	出雲市斐川町併川1636-16	平成30年11月1日

島根県告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の再開の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成31年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	再開年月日
---------	-----	-------

順天堂薬局サンデー江津店

江津市嘉久志町2425-19

平成30年11月19日

島根県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成31年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
津和野町	鹿足郡津和野町日原54番地25	短期入所療養介護	介護老人保健施設せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	鹿足郡津和野町森村口141番地	平成30年11月3日
		介護予防短期入所療養介護				
		介護老人保健施設				

島根県告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成31年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
増野 精二	鹿足郡津和野町日原228	訪問看護	増野医院	鹿足郡津和野町日原228	平成30年10月31日
増野 精二	鹿足郡津和野町日原228	介護予防訪問看護	増野医院	鹿足郡津和野町日原228	平成30年10月31日
宮松 伸也	出雲市斐川町併川1636-16	居宅療養管理指導	みやまつ歯科クリニック	出雲市斐川町併川1636-16	平成30年11月1日
宮松 伸也	出雲市斐川町併川1636-16	介護予防居宅療養管理指導	みやまつ歯科クリニック	出雲市斐川町併川1636-16	平成30年11月1日

島根県告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の再開の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成31年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		再開する事業	事業所		再開年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 ジュン	益田市下本郷町206番	居宅療養管理	順天堂薬局サンデー	江津市嘉久志町2425	平成30年11月19日

テンドー	地5	指導	ーズ江津店	-19	
株式会社 ジュン	益田市下本郷町206番	介護予防居宅	順天堂薬局サンデ	江津市嘉久志町2425	平成30年11月19日
テンドー	地5	療養管理指導	ーズ江津店	-19	

島根県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関の指定の辞退の届出があったので、同法第55条の3第3号の規定により告示する。

平成31年 1 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		辞退する事業	事業所		辞退年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人 橋井堂	鹿足郡津和野町枕瀬 218番地24	訪問看護	在宅診療所 鹿足 中央クリニック	鹿足郡津和野町枕瀬 218番地24	平成30年12月31日
医療法人 橋井堂	鹿足郡津和野町枕瀬 218番地24	訪問リハビリ テーション	在宅診療所 鹿足 中央クリニック	鹿足郡津和野町枕瀬 218番地24	平成30年12月31日
医療法人 橋井堂	鹿足郡津和野町枕瀬 218番地24	居宅療養管理 指導	在宅診療所 鹿足 中央クリニック	鹿足郡津和野町枕瀬 218番地24	平成30年12月31日
医療法人 橋井堂	鹿足郡津和野町枕瀬 218番地24	介護予防居宅 療養管理指導	在宅診療所 鹿足 中央クリニック	鹿足郡津和野町枕瀬 218番地24	平成30年12月31日
医療法人 橋井堂	鹿足郡津和野町枕瀬 218番地24	介護予防訪問 看護	在宅診療所 鹿足 中央クリニック	鹿足郡津和野町枕瀬 218番地24	平成30年12月31日
医療法人 橋井堂	鹿足郡津和野町枕瀬 218番地24	介護予防訪問 リハビリテー ション	在宅診療所 鹿足 中央クリニック	鹿足郡津和野町枕瀬 218番地24	平成30年12月31日

島根県告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成31年 1 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 s h i z u k a	訪問看護	訪問ステーション 秋桜	益田市横田町2019番地	平成31年 1 月 1 日
	介護予防訪問看護			

島根県告示第15号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

平成31年 1 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
湯谷地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	平成28年 7 月15日
京塚地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	平成29年 3 月21日
室屋地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	平成29年 7 月12日
深谷地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	平成30年10月19日

島根県告示第16号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

平成31年 1 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
滝が上池地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池等整備事業））	平成30年 3 月 9 日
簸川南地区農道事業（広域営農団地農道整備事業）	平成28年 3 月28日

島根県告示第17号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、平成31年 1 月 8 日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成31年 1 月 8 日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成31年 1 月 7 日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成31年 1 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分の欄の6中「、魚瀬町及び秋鹿町」を削り、同欄に次のように加える。

8 1から5までに掲げる漁業以外の漁業で松江市魚瀬町及び秋鹿町の者が営む漁業

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分の欄の2中「（今浦を除く。）」を削り、同欄の3を次のように改める。

3 削除

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分の欄の3中「五箇村漁業協同組合の組合員」を「隠岐の島町北方、久見、小路、郡、代、那久路、苗代田、南方及び山田の者」に改め、同表19の項漁業の区分の欄の3中「小型いか釣り漁業」の次に「、沖合底びき網漁業、大型底びき網漁業及び中・小型底びき網漁業」を加え、同欄の5中「隠岐の島町大久」の次に「、釜」を加え、同欄の7中「及び有木」を「、有木、城北町、岬町、池田、平、原田、上西、今津及び加茂」に改め、同欄の8及び9を削る。

島根県告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年 1 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
安来市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松江圏都市計画下水道事業
安来市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和52年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

第46期島根県労働委員会委員は、平成31年 4 月27日をもって任期満了となるので、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第 3 号アの規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間を次のとおり定める。

平成31年 1 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

推薦期間 平成31年 1 月28日から同年 3 月28日まで